

奈良県告示第百八十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、奈良県県土マネジメント部道路管理課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成二十七年九月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三六九号
- 三 道路の区域

区間		奈良市登大路町三〇番 一先から 奈良市登大路町八〇番 先まで	
区域変更 の前後別	前	後	
敷地の幅員 メートル	一七・〇 ） 四三・〇	一七・〇 ） 四八・五	
延長 メートル	二九七・〇	二九七・〇	
備考			